

# 第4次 青木村男女共同参画計画

～認め合うお互いの絆～

あなたも私も希望あふれる未来のために



令和2年度～令和6年度

青木村

## 男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

## ごあいさつ



少子高齢化や人口減少の進行、景気低迷による雇用情勢の変化に加え、家族形態やライフスタイルの多様化など我が国の社会経済情勢は急速に変化しています。このような社会情勢の変化に対応するために、男女が社会を構成する対等なパートナーとしてお互いを尊重し合いそれぞれの能力を生かして、あらゆる分野に参画し活躍できる男女共同参画社会の実現が今、大きな課題となっています。

国においては、男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画社会の実現が、今後の社会全体を決定する最重要課題として位置づけられ、行政や民間が一体となって取り組みを進めています。平成27年には女性の職業分野への更なる進出をめざす「女性活躍推進法」が施行されました。これにより、女性の採用や昇進等の積極的な提言や活用、職業生活と家庭生活の両立を図るため必要な環境整備など、村でも女性の個性と能力が十分発揮されるよう、また課題解決の観点からも取り組みを始めております。

青木村では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成27年度から平成31年度（令和元年度）を計画期間として、「第3次青木村男女共同参画計画」を策定しました。令和元年度において男女共同参画に関する村民意識調査を実施し、その結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間として「第4次青木村男女共同参画計画」の策定をいたしました。これまで培ってきた男女共同参画の視点をしっかりと継承し、青木村の実情に合った施策を展開し、地域社会全体での男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

本計画の策定にあたり、村民意識調査にご協力いただきました村民のみなさま、貴重なご意見をご提言いただきましたことに感謝申し上げます。また、審議いただきました策定委員会の委員並びに関係各位みなさまに対し、心からお礼申し上げますとともに計画の推進にあたりまして、みなさまの一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年（2020年）3月  
青木村長 北村 政夫



# 目 次

計画策定の趣旨・基本理念 .....	4
計画の性格・計画の目標 .....	5
計画策定の経過 .....	6
計画の体系 .....	7
男女共同参画の基盤づくり .....	8
基本目標 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 現状と課題・取組内容	
基本目標 2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 現状と課題・取組内容	
女性が活躍できる社会づくり .....	14
基本目標 3. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 現状と課題・取組内容	
基本目標 4. 男女の仕事と生活の調和 現状と課題・取組内容	
基本目標 5. 国際化の進展の中での男女共同参画の推進 現状と課題・取組内容	
安心・安全な社会づくり .....	21
基本目標 6. 地域活動・防災分野における男女共同参画の推進 現状と課題・取組内容	
基本目標 7. 男女間のあらゆる暴力の根絶 現状と課題・取組内容	
基本目標 8. 生涯を通じた男女の健康支援・安心して暮らせる環境づくり 現状と課題・取組内容	
計画の推進のために .....	30
第4次 青木村男女共同参画計画策定委員名簿 .....	31

## ●計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

これまでの国の取り組みにより、審議会等の委員や企業における管理・監督的業務従事者に占める女性の割合が上昇する、男女共に働きやすい職場づくりに取り組む企業が増加するなどの成果があった一方、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。多様な分野における意思決定過程の参画状況は、女性はまだまだ男性と比べて低い状況にあり、依然として家事や育児等の家庭における責任を主に女性が担っています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯の増加、非正規労働者の増加など、男女共同参画を取り巻く状況が大きく変化してきています。

この計画は、こうした社会経済情勢等の変化、これまでの成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより効果的に推進するため策定するものです。

## ●基本理念

長野県男女共同参画社会づくり条例第3条から第8条には、男女共同参画社会づくりのために、県民、事業者、県が共有すべき基本的な考え方としての6項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置づけるものとします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取り組み

## ●計画の性格

- ① 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項、及び第3項の規定に従い、長野県男女共同参画社会づくり条例に基づいて、長野県が策定した第4次長野県男女共同参画計画を勘案した内容です。
- ② すべての村民が、希望する働き方や暮らし方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、村が直接行う取り組みにとどまらず、村民、事業者、村それぞれが自らの問題として考え、積極的に行動するための指針となる計画です。
- ③ 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。
- ④ 男女平等社会の実現に向け、施策の基本内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画です。
- ⑤ この計画は、村民、事業者、村が一体となって総合的に男女共同参画社会の形成を推進するための基本方針です。
- ⑥ 計画の策定にあたっては村民意識調査の実施や、第4次青木村男女共同参画策定委員会の審議内容に基づき、村民の意識や意見を反映するよう努めました。

## ●計画の目標

基本目標

～認め合うお互いの絆～  
あなたも私も希望あふれる未来のために

老若男女、話をすることで相手を受け入れ、尊重し、相互に理解し絆を深めます。村民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に發揮できる村づくりに取り組むため、この基本目標を掲げます。

また、男女共同参画社会を実現するためには、家庭・職場・地域における男女共同参画の必要性を村民一人ひとりが認識し行動していくことが重要です。村民、事業者、地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進のためにこの目標を掲げます。

## ●計画策定の経過

本村では、平成 15 年度に「第 1 次青木村男女共同参画計画（ともに輝いて生きる）」を策定し、男女共同参画社会形成のために、個人の人権を尊重し、男女がお互いの性を認め合いながら性別にとらわれることなく平等に社会のあらゆる分野に参画していく村づくりを目指しました。

平成 20 年度には「第 2 次青木村男女共同参画計画（男女によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる青木村をめざして）」の策定、平成 27 年度には、男女の固定的役割分担意識や女性への差別をなくし、男女がお互いにいきいきと暮らせる元気な村づくりをめざして「第 3 次青木村男女共同参画計画（ひとりひとりが幸せな社会のために）」を策定しました。

また、これまでの取り組みの成果を確認するため、令和元年度に男女共同参画に関する村民意識調査を実施しました。村内にお住いの 18 歳以上の方の中から無作為に選定した 250 名を対象とし、118 名の方の回答をいただきました（回答率 47.2%）。今回の計画はこの村民意識調査の結果からも課題を検証しました。男女共同参画に対する理解は深まりつつありますが、村民意識調査の結果によると、依然として男性優位と感じる人が男女共に多い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、新たな元号となった令和元年度において、固定的性別役割分担意識の解消、すべての年代の男女が健康でいきがいを持ち、多様なライフスタイルの希望を実現できるよう「第 5 次青木村長期振興計画後期計画」に基づき、県の「第 4 次長野県男女共同参画計画」を踏まえ「第 4 次青木村男女共同参画計画～認め合うお互いの絆～ あなたも私も希望あふれる未来のために」を策定するものです。

## ●計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度を初年度とし、目標年度とする令和 6 年度までの 5 年間です。なお社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応しながら計画を実施します。



# 第4次 青木村男女共同参画計画 計画の体系

## 基本目標

男女共同参画の  
基盤づくり

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革
- ② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

女性が活躍できる  
社会づくり

- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ④ 男女の仕事と生活の調和
- ⑤ 国際化の進展の中での男女共同参画の推進

安心、安全な  
社会づくり

- ⑥ 地域活動・防災分野における男女共同参画の推進
- ⑦ 男女間のあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 生涯を通じた男女の健康支援・安心して暮らせる環境づくり

# 男女共同参画の基盤づくり

## 基本目標

1

### 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

男女ともに希望に応じたライフスタイルの選択が可能になるよう、依然として根強く残る性別による固定的な役割分担の見直しを促進し、意識の改革を図ります。性別による固定観念や偏見を取り除いていくことが、男女が互いに社会の対等な構成員としてあらゆる分野で個々の能力を十分発揮できる男女共同参画計画の実現にとって大変重要です。

少子高齢化や人口減少社会といった時代の中にあっては、家庭、地域、職場において、男女が平等な立場で社会の担い手としての役割を果たしていくことの大切さを認識し、男女の性差や偏見に根差した意識を改めるために、人権尊重を基本とし、老若男女を問わず一人ひとりが男女共同参画・男女共生の啓発を推進していくことが必要です。

## ◆現状と課題

令和元年度の村民意識調査（以下、村民意識調査）によると、『家庭生活の中での男女の地位の平等』について男女別にみると、「平等である」と回答したのは、男性 43.2%、女性 27.2% でした。また、女性の 68.6% が「男性の方が優遇されている（12.9%）どちらかといえば男性の方が優遇されている（55.7%）」と回答しており、家庭生活においては現状認識に大きな差が見られます。

また、国の調査によると、平成 26 年時点の『社会全体としての男女の地位の平等』に関する認識は 69.8% が男性の方が優遇されていると考え、平成 26 年の県の調査では 75.1%、村民意識調査では全体で「男性が優遇されている（16.8%）」「どちらかといえば男性が優遇されている（63.0%）」を合わせると 79.8% となっています。村でも『社会全体としての男女の地位の平等』に関する認識は、男性の方が優遇されているという考えが、まだ依然として高い状態です。

【村民意識調査結果 問1 参照=P10】

村民意識調査で男女の役割分担意識に関する回答をみると、女性より男性の方が性別による固定的役割分担を肯定する割合が高くなっています。『男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうが良い』という問い合わせについて、男性では「そう思う（8.1%）」「どちらかといえば

そう思う（35.1%）」と考える人の割合は男性が43.2%で、女性の22.8%と比べ大幅に高く、男性の方が女性より固定的性別役割分担意識が高いといえます。

逆に、『男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうが良い』という問い合わせに対し女性では「そう思わない（44.3%）」「どちらかといえばそう思わない（32.9%）」と合わせて77.2%で、男性の「そう思わない（40.5%）」「どちらかといえばそう思わない（16.3%）」を合わせた人の割合の56.8%より、女性の方が役割分担意識を否定する人の割合が高くなっています。また、男性も国の5年前の調査の49.4%よりは高くなっていますが、いまだ役割分担意識を肯定する割合は高い現状ではありますが、少しずつ意識は改善しているといえます。

【村民意識調査結果 問2 参照=P11】

❶ 男女共同参画社会を実現させるためには、人々の意識の中で形成された性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や、性別の違いによる固定概念を見直すことが必要です。

人権尊重を基本とした男女平等意識の形成などが課題であり、男女とも多様なライフスタイルを選択できる社会を実現するために、一人ひとりが男女共同参画に関する認識を高めることが必要です。「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうが良い」という認識は、まだ男性においては高い数値となっており、女性の仕事に対する働き方にも影響を及ぼしています。女性の社会参加が進み、共働き世帯も増加していますが、子育て支援などの社会基盤は必ずしもこうした変化に対応していない現状であり、今後も働き方への見直しに関し、村と事業所が協力し取り組んでいかなければなりません。

今後は、男性においても家庭内の役割が多くなること、逆に地域活動への女性の役職としての参加が求められています。男女の性差、偏見に根差した意識を改めるため家庭や職場、学校、地域などライフステージに応じたあらゆる場面で、常に男女共同参画の重要性を認識するための情報発信や情報提供を推進していくことが必要です。

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会の固定的性別役割分担意識の改革について、男女共同参画に関する情報提供の充実を図り、男女共同参画に対する意識啓発を推進します。</li> <li>●広く村民の関心と理解を高めるため、講座や講演会を開催します。広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載や情報の収集に努め、啓発資料の作成・配布を行います。</li> <li>●男女共同参画社会づくりに向けて、関係団体との連携・共同の啓発に努めます。</li> <li>●法令等により保障される人権について正しい知識の普及を図ります。</li> <li>●男女の性差や固定観念に根差した意識を改めるため、家庭や職場、学校、地域などライフステージに応じたあらゆる場面で、常に男女共同参画の重要性を認識するための情報発信、提供を推進します。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会

村民意識調査結果 **問1**

次のような場面・分野において、男女の地位の平等について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。①～⑧それぞれの項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ一つだけ)

	全体性別	1 男性が優遇 されている	2 どちらかと いえば男性 が優遇され ている	3 平等である	4 どちらかと いえば女性 が優遇され ている	5 女性が優遇 されている	6 わからない
①家庭生活の 中で	全体	13.3	48.3	30.8	4.2	1.7	1.7
	男性	8.1	35.1	43.2	8.2	2.7	2.7
	女性	12.9	55.7	27.2	1.4	1.4	1.4
②職場の中で	全体	12.8	46.2	29.1	3.4	0.9	7.6
	男性	8.6	45.7	31.4	8.6	0.0	5.7
	女性	13.0	47.8	30.4	1.4	0.0	7.4
③学校教育の 場で	全体	2.6	14.5	65.0	3.4	0.0	14.5
	男性	0.0	5.6	77.8	2.8	0.0	13.8
	女性	1.4	18.8	63.8	4.3	0.0	11.7
④地域社会 (自治会など) の中で	全体	22.9	48.3	16.1	4.2	0.0	8.5
	男性	13.5	48.6	24.3	5.4	0.0	8.2
	女性	27.5	47.8	13.0	4.3	0.0	7.4
⑤社会通念・ 慣習・しき たりで	全体	26.3	55.9	10.3	0.8	0.8	5.9
	男性	13.5	51.4	24.3	2.7	0.0	8.1
	女性	29.4	61.8	2.9	0.0	0.0	5.9
⑥法律や制度 の面で	全体	11.8	37.8	39.5	0.8	0.8	9.3
	男性	8.1	18.9	67.6	2.7	0.0	2.7
	女性	11.6	49.3	27.5	0.0	0.0	11.6
⑦政治・経済 活動の場で	全体	22.9	55.1	16.9	0.0	0.0	5.1
	男性	10.8	59.5	24.3	0.0	0.0	5.4
	女性	23.5	57.4	14.7	0.0	0.0	4.4
⑧社会全体と して	全体	16.8	63.0	12.7	0.8	0.8	5.9
	男性	8.1	59.5	18.9	2.7	0.0	10.8
	女性	20.3	63.8	11.6	0.0	0.0	4.3

## 村民意識調査結果 問2

あなたは、次の①～④の考え方について、どのように思いますか。あなたの考え方最も近いものを項目ごとに○をつけてください。(○はそれぞれ1つだけ)

	性別	1 そう思う	2 どちらかとい えばそう思う	3 どちらかとい えばそう思わ ない	4 そう思わない
①男性は仕事、女性は家庭を 中心にするほうがよい	男性	8.1	35.1	16.3	40.5
	女性	0.0	22.8	32.9	44.3
②男性も女性も家事・育児・ 介護をするほうがよい	男性	40.5	27.1	21.6	10.8
	女性	55.7	32.9	10.0	1.4
③男女ともに仕事をし、家事・ 育児・介護は、主に女性が 分担するほうがよい	男性	0.0	32.4	18.9	48.7
	女性	0.0	11.4	27.2	61.4
④男女ともに仕事をし、家事・ 育児・介護は、主に男性が 分担するほうがよい	男性	2.7	2.7	51.4	43.2
	女性	2.9	1.4	28.6	67.1



## 基本目標

### 2

## 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要です。教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性についての教育の充実という國の方針により、児童・生徒に対して男女共同参画の意識を醸成し、理解を深め、自由な職業選択、地域での活躍が可能になるような教育機会の充実を図ります。

あらゆる機会を通じての情報や学習機会の提供、生涯にわたり主体的に多様な生き方を選択できる能力を育成すること、また、男女共同参画の視点に立った教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、さらに、幼少期、学童期における教育は人権を尊重する心をより育むこととなり今後も推進していきます。

### ◆現状と課題

● 男女共同参画は、働きやすい職場環境、充実した家庭生活、活気あふれる地域社会の実現など、女性だけの問題でなく、男女共に暮らしやすい社会を実現するために重要であるという理解の促進が必要です。また、女性をはじめとする多様な人材が広く社会参画するために、政治経済など様々な分野への関心を高める学習が必要であり、誰もが参加しやすい講座を企画するなど学習環境の整備の推進が必要です。

● 村民意識調査において「学校教育の場で」男女平等を感じる人の割合は、男性が77.8%、女性63.8%、全体として65.0%と他の場面と比較して最も高くなっています。村の学校教育の場において、児童・生徒は性別に関わりなく学習や活躍の機会を与えられていると考えられます。

人格形成の基礎を築くうえで極めて重要な時期にあたる学童期において、学校での教育や生活を通じて発達段階に応じて男女平等の意識や人権感覚を学ぶことは大切であり、将来の社会を担う子どもたちが互いの性の違いを理解し、豊かな人間性を育むことのできる男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習の果たす役割は極めて重要です。

また、子どもが最初に男女共同参画意識を学ぶことのできる大切な場である家庭においても、性別に関わらず子どもの個性と能力が十分に發揮できるよう家庭教育が必要であり、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育や学習の充実を図ることが今後も大切となります。

【村民意識調査結果 問1 参照=P10】

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
男女共同参画を推進する教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>❶家庭における固定的性別役割分担意識を解消するため啓発や学習機会を提供します。</li> <li>❷子育て推進会議、男女共同参画に関する講座を開催し、家庭教育への理解、向上を図るため啓発を推進します。</li> <li>❸行政や学校、地域との連携強化により家庭教育の充実を図ります。</li> <li>❹「青木村の教育の5重点」に対応して、保育園・小学校・中学校が様々な方法を工夫して教育実践を進め、目指す方向が同じになることでお互いの協力体制や移行支援などの連携を密にし、男女共同参画の視点からも一人ひとりを大切にした教育実践を図ります。</li> <li>❺公民館活動の一環として、男女共同参画、人権教育の視点からの講演を開催し、内容の充実を図ります。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会

### 青木村の教育5重点とは

青木村の教育目標は「心豊かでたくましい子どもの育成を目指し、社会力（生きる力）を育てる」ことです。このことは男女共同参画の視点からも重要な目標となります。子どもと向き合う時間を確保し、人と人がつながる力と学力、体力を育てて、一人ひとりを大切にする教育を目指しています。その中で青木村5重点とは次のものとなります。

#### 【教育委員会の重点】

- ①保小中一貫教育・・・青木村の良さを生かし、継続と集中をねらった取り組み
- ②多様な他者や自然とのかかわり・・・人と人がつながる力（社会力）
- ③学力・体力向上・・・授業改善と学校経営システムの工夫
- ④子どもと向き合う時間の確保・・・会議精選等による個別指導の時間の設定
- ⑤一人一人を大切にする教育・・・一人一人の個性を大切にしたインクルーシブ教育の実践

また、家庭教育の目標である「あおきっ子教育ポイント5か条」もあり、子どもたちはこの目標を目指し取り組んでいます。「あおきっ子教育ポイント5か条」は次のものとなります。

#### 「あおきっ子教育ポイント5か条」家庭教育

- ①一日のスタート 早寝早起き朝ごはん元気に歩いて学校へ
- ②あいさつ 思い切って言ってみよう互いににっこりいい気分
- ③時間の使い方 自らこつこつ家庭で学習 メディアはルールを決めて
- ④働き学ぶ 親子いっしょにお手伝い 想像ふくらむ読書の時間
- ⑤挑戦し感動し人とふれあいともに成長

今後も村では一人ひとりの個性を大切にし、思いやりのある子どもの育成を行います。

# 女性が活躍できる社会づくり

## 基本目標

3

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

議会や行政の意思決定過程に女性が参画することは、長期的に男女共同参画を推進するうえで非常に重要です。あらゆる施策において女性を含めた多様な視点で検討を加えることで、議会や行政内部だけでなく、家庭・地域・雇用の場等の他の分野においても男女共同参画の進展が期待されます。

また、地域組織や企業の見本となるよう行政内部において率先して男女共同参画の取り組みを進めることで、地域組織や企業における男女共同参画のモデルとなることが重要です。

女性の地位向上などを目指して組織された「女性団体連絡会」等の活動を通じて、理解や知識を深めた会員が地域や家庭に根差した男女共同参画のリーダー的存在になることも重要です。団体の活動が地域社会に浸透するとともに会員が役割を担えるよう活動の支援を行っていきます。

村においても、5年後の政策・方針決定過程への女性の参画に対する目標比率を定め、審議会や委員会等への女性の参画や女性職員の管理職への登用などを、より積極的に進めることで女性の意見が村政に反映されるよう推進します。

#### ◆現状と課題

- 令和元年度現在、青木村議会の女性議員は1名であり、議員全体の10%に留まっています。県平均の14%を下回っており、女性議員の立候補に向けた村民の意識の醸成が必要です。

男女共同参画社会の形成を図っていくうえで、政策・方針決定過程への男女共同参画は重要であり、その基盤をなすものです。女性の多様な考え方を生かしていくことが求められており、近年、女性の参画は進みつつあるもののその現状は十分とは言えずあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取り組みを進める必要があります。また、女性自身が様々な活動に対し、積極的に関わる姿勢を持つことも重要です。

女性の問題は、男性の問題もあるという認識を持ち、共に過ごしやすい環境をつくるように考えていくこと、男女ともに一人ひとりが必要な知識や情報を持つこと、自分や他人を見つめる機会を設け、そこから自分を知り自信を持ち表現できるような環境作りが必要です。そのために議会や行政への意思決定過程においての女性の参画は大変重要となります。

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性が活躍できる社会づくりのため、すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思により個性を十分發揮し、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において活躍できるよう推進します。</li> <li>● 方針決定過程には、女性の社会参画を推進し、また、課題解決のために女性の経験や知識を生かした取り組みやともに認め合う活動を推進します。</li> <li>● 「女性団体連絡会」等の活動団体と情報の共有を図ります。</li> <li>● あらゆる分野において、男女共同参画について推進し、これまで女性の活躍が少なかった分野においても女性の参画を進めるよう取り組みます。</li> <li>● 議会議員、農業委員、区の役員、村管理職、各種役職等における女性登用比率について、5年後の目標の実現に向けて推進します。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会

参考資料 政策・方針決定過程への女性の参画の状況と5年後の目標比率(平成31年4月1日現在)

役 職	総 数	女性人数	比 率%	目標女性人数	目標比率%
村議会議員	10	1	10.0	2	20.0
教育委員	4	2	50.0	2	50.0
選挙管理委員	4	1	25.0	1	25.0
農業委員	12	0	0	3	25.0
社会教育委員	3	1	33.3	1	33.3
男女共同参画審議会委員	11	5	45.4	5	45.4
村の審議会委員（6審議会）	95	28	29.5	40	42.1
民生児童委員	17	11	64.7	11	64.7
自治会長（区長）	12	0	0	1	8.3
役場管理職	8	1	12.5	2	25.0



## 基本目標

### 4 男女の仕事と生活の調和

少子高齢化社会を迎え、男性にとっても介護が身近な問題となっており仕事と生活の調和の実現は喫緊の課題です。育児や介護を抱える世帯では、より積極的な男性の家事等への参加が必要で、男女がともに職場や地域、家庭においてその能力を発揮できる社会の実現が必要です。

従来、男性を中心とする長時間労働が行われている環境下では、男性は、家事・育児等に参加する時間が確保できず、家事・育児の多くは女性が担っていました。その結果、育児中の母親は長時間働くことができず、仕事を辞めざるを得なくなるという構造になっています。また、男性の長時間労働に加え、女性の家事・育児の負担があることで、働いている世代は地域活動等に参加しづらくなっています。男性中心型労働慣行を見直し、個人に最適な仕事と生活の調和（以下、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*1</sup>）を実現できる環境の整備が必要です。

家庭内での女性の負担を軽くするには、男性が積極的に家事などに関わる必要があり、長時間労働の見直しや育児、介護休暇制度の活用などにより、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要です。社会生活においての基盤は家庭にあり、家庭生活においては男女が責任を分かち合い共に支え合うことが大切です。

働く場において、育児休暇制度など法制度を適切に実施していくことが女性の勤続年数の伸長、採用や職域の拡大、管理職への登用など女性の能力発揮の機会の拡大を図ることとなり、女性の自立促進することにも結び付きます。

こうした状況を踏まえ、育児や介護の支援施策の充実と女性の再就職支援を促進するとともに、法制度の周知徹底を図り、ワーク・ライフ・バランスは事業者にとっても生産性の向上や個々の能力発揮、健康増進にもメリットがあることを啓発するなど、事業者側の理解と積極的な取り組みを促すための働きかけを推進することが重要です。

農業や商工業などの自営業に就労する女性についても、働きに応じた報酬や適切な労働時間、休日の確保など、就労条件の整備を図る必要があり、技術や知識の習得など、女性のスキルアップや能力開発を図ることにより、男女が対等なパートナーとして生きがいを持って働く環境整備の推進が重要です。

また、働く環境整備とともに地域での関わり、子どもの健やかな成長のため、地域ぐるみの支援など地域課題の解決には男女がそれぞれの経験を生かし協力することで、きめ細やかな配慮をすることが可能となります。

\* 1 平成 19 年 12 月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がどれた社会の実現をめざす企業や働く者等の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示すもの。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現した社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

## ◆現状と課題

- ❶ 男女の働き方に関する意識や環境が社会経済の構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と家庭が両立しにくい現実に直面しています。誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭や地域、自己の啓発にかかる個人の時間が持てる「健康で豊かな生活」ができるよう、今こそ社会全体で仕事と家庭、両方の調和を男女共同参画の立場からも求めていく必要があります。
- ❷ 仕事と育児と介護の両立について、平成 26 年当時の国が立てた目標は、5 年後の平成 31 年までに男性（夫）の育児や介護に費やす一日の時間を、2 時間 30 分にするものとされていましたが、実際の結果は 1 時間 00 分に留まりました。一方、村民意識調査の結果では、男性の育児や介護に費やす時間は 1 時間 36 分で国の目標の 2 時間 30 分には及びませんが、国の実際の 1 時間 00 分よりは 36 分多くなっています。

男性の育児休暇取得率については平成 26 年の国の調査では 2.3% に対し、平成 31 年の村民意識調査では皆無でした。また、男性の介護休暇取得率も村民意識調査では 2.7% と少ない状況です。一方、女性では、子育てを理由に離職したことがある人は 55.0% と多く、半分以上の人人が仕事を辞めている状況です。離職したことがないと答えた方は、仕事と家庭の両立をしている人で、村民意識調査では 38.3% でした。5 年前の仕事と家庭の両立の国の調査が 43.0% でしたので、これより約 5% も低い結果で、いまだ仕事と家庭の両立への支援は不十分な状況にあります。

男女雇用機会均等法の改正や育児休暇、介護休暇制度などを利用することで女性が仕事を持つことを生涯のライフスタイルとして選択し、女性の就業意欲は年々高まっています。

しかし、経済構造の変化により雇用が不安定となることもあります、女性に大きく影響しているのが現状です。働く女性がその能力を高め、十分に発揮できる環境が整備され、働きながら安心して子どもを育てること、介護できる環境や時間を持つことは、活力ある社会を形成するためにも極めて重要な課題です。男性の家事等への積極的参加を促すとともに、職場への積極的な働きかけ、地域の果たす役割など社会全体で子育てや介護の支援体制を構築していくことが重要です。

【 村民意識調査結果 問 5 ・ 問 6 ・ 問 7 参照 = P18】

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
男女の仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>❶ 地域活動における男女共同参画の推進や、地域の活性化に加え、多様な生き方・働き方を選択できるよう啓発します。</li> <li>❷ 男女・年齢・障がいの有無に関わらず、生きがいを持つよう生涯学習などの機会を設け、お互いが思いやり、支え合う気持ちを推進します。</li> <li>❸ 人権擁護委員、民生児童委員等とともに、地域や行政との協力体制の構築を図ります。</li> <li>❹ 育児休暇制度の取得率向上のため村民・事業者・村が一体となり目標への推進を行います。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会

**村民意識調査結果** 間5

あなたの平日の生活時間を次のとおりに分けて考えると、それぞれ平均して何時間何分くらいになりますか。(日曜・休日などは含めずにお考えください。1~4の合計が24時間に満たなくても結構です。)

	1 家事・育児・介護 などの時間	2 収入を得る仕事に 使う時間	3 睡眠時間	4 自分の自由になる 時間
男性	1.6	9.2	6.6	2.9
女性	4.5	6.2	6.4	3.3

**村民意識調査結果** 間6

あなたは、育児休暇、または、介護休暇を取ったことがありますか。最も近いものをそれぞれお選びください。  
(○はそれぞれ1つだけ)

	1 取ったことがある (取っている)	2 取りたいが現実的 には取りづらい	3 育児・介護はして いるが、 取る必要は無い	4 育児・介護は していない
①育児休暇	男性 0.0	18.9	16.2	64.9
	女性 18.2	16.7	15.1	50.0
②介護休暇	男性 2.7	5.4	8.1	83.8
	女性 1.4	18.1	10.4	70.1

**村民意識調査結果** 間7

あなたは、出産・子育てや介護を理由に転職・離職したことはありますか。最も近いものをそれぞれお選びください。  
(○はそれぞれ1つだけ)

	1 ない	2 転職した	3 離職した	4 配偶者が転職 した	5 配偶者が離職 した
①出産・ 子育て	男性 72.7	0.0	0.0	6.1	21.2
	女性 38.3	6.7	55.0	0.0	0.0
②介護	男性 93.4	0.0	3.3	3.3	0.0
	女性 78.2	2.2	19.6	0.0	0.0

## 基本目標

### 5 國際化の進展の中での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた動きは、国際社会の中でも進んでいます。男女共同参画の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることから国際社会の動向に配慮します。

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ）に、目標の 5 として、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と定められており、男女共同参画計画の推進を通じて SDGs 目標の達成を目指します。

#### ◆現状と課題

我が国の男女共同参画における施策は国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきました。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もあります。国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かし、国際的視野を持つ人材を育成することが必要です。また、意思決定の場への参画に男女間の差がない国がある一方で、貧困等のため、とりわけ女性が満足な教育を受けられない国や地域も多くあります。誰もが男女共同参画に関する国際的な動向に关心を持つことにより国際的な視野を持って国内や地域の課題を見直し、考えていくことが大切です。

最近は日常生活の中で外国人と顔を合わせる機会が以前より多くなり、地域社会では外国人と関わることは珍しくなくなりました。様々な国籍の人々と接することにより、その人たちの国民性がとても豊かであることに気付かされたり、異性に対する思いやりの深さに感心させられることもあります。

政治、経済、文化などの分野で国際化が進む中、村でも国際的視野に立った男女共同参画事業の取り組み、情報収集が必要だと考えます。

村内の活動として、外国人に農村体験を通しての地域の伝統文化、自然の素晴らしさを感じてもらう活動や、中学生のオーストラリアへの訪問・受入れ等、外国人との関わりが身近なものとなっており、国際交流を通じて国際感覚を醸成するとともに、男女共同参画に関する国際的な視野を持ち、取り組んでいくことが大切です。

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
国際化の推進の中での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 外国人との交流や官民間の様々な国際交流を通じて、世界の文化について理解を深め、女性問題や男女共同参画への意識を醸成していきます。</li><li>● 国際社会に目を向け、世界の一員として活躍できるよう協力体制の構築を図ります。</li><li>● 男女共同参画社会の形成に向けた国際社会の様々な取り組みや、女性問題等に関する情報の収集および提供を行います。</li></ul>	総務企画課 住民福祉課 建設農林課 商工観光移住課 教育委員会



# 安心・安全な社会づくり

## 基本目標

### 6

### 地域活動・防災分野における男女共同参画の推進

これまで健康増進など地域における活動で大きな役割を果たしてきた女性の活動を再評価し、今後の継承、発展を目指します。

多様化するライフスタイルや世帯構成の変化による人間関係や住民相互の希薄化が懸念される現代にあって、地域の果たす役割はより重要となります。無縁社会を作らないようひとり暮らし世帯や高齢者世帯との積極的な関わり、子どもの健やかな成長を育むための地域ぐるみの支援など新たな地域課題解決には、男女がそれぞれの経験を生かしながら協力することで、よりきめ細やかな気配りをすることが有効であり、課題解決に向けての地域の方針決定の場への女性の積極的な登用を働き掛けていくことが重要です。こうした取り組みが古くからの社会通念や慣習の改善にもつながり、身近な地域で養成された女性リーダーが地域を超えて社会のリーダーとしての政策決定に関わっていくことも期待されます。

住民がいきいきと暮らせる地域づくりのため人権擁護委員、民生児童委員などの協力も得て情報の共有を進め、各地域での取り組みを支援していきます。

また、防災分野においては、男女のニーズの違いを十分に把握して取り組みを推進します。男女とも様々な立場や年齢層の住民が参画し、行政との協働により地域防災の推進に取り組むことが重要です。

多様な視点を反映した防災対策を実施するため、消防団員や防災会議等防災分野への女性の参画を一層進めていく必要があります。

## ◆現状と課題

- 地域活動において、女性が担う保健補導員や食生活改善推進員等の地域の健康ボランティアは、村民の健康づくりと健康寿命の延伸を目指す村づくりに大きな役割を果たしており、今後も大切な存在です。

一方、村民意識調査の「区内活動には女性の参加が少ない」という現状の理由を問う中で「家事・育児・介護が女性の役割になっている(66.7%)」「古いしきたり・慣習のため(65.0%)」とこの2つの理由が多いという調査結果が出ています。少子高齢化や都市化が進み、地域の連帯感が薄れつつある中で誰もが安心して生活できる地域にするためには、地域づくりやコ

ミュニティー活動への住民の積極的な参加が重要です。男女にかかわらず、また役割や慣習にとらわれず一人ひとりが地域を支える一員であることの自覚を持ち、個性や能力が十分に生かせる社会や活力ある地域を作ることが必要です。

【村民意識調査結果 問8 参照=P23】

- 防災分野では、災害への危機感や防災意識の高まりの中で災害復興時に起こる様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえて進める必要があります。

長野県では、東日本大震災の翌日、平成23年3月12日、震度6強の強い地震に見舞されました。また、令和元年10月12日には観測史上最大級の台風19号により、日本国内の広い範囲に記録的な大雨と暴風による河川の氾濫、ライフラインの切断、多数の住宅被害と人的被害、土砂災害等が発生し激甚災害となりました。

こうした災害時には、平常時の社会の課題が顕著に現れます。授乳室の整備、プライバシー保護等の問題など、男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所の運営等で課題が指摘されました。男性と女性では災害時に必要とされる支援の違い等、影響が生じることに配慮し、事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。また、多様な視点を反映した防災対策を実施するため、消防団員や防災会議等、防災分野への女性の参画を進めていく必要があります。

村においては、赤十字奉仕団や女性消防団員の加入など活躍の場を広げつつあるところですが、自治会、団体の担い手不足を懸念させる防災対策など、これまでの「男性で組織されるもの」という認識ではなく、「地域で関わるもの」という意識を持ち、村民一人ひとりが支え合い助け合う中で引き続き、安心・安全な地域の形成に携わることができるよう努めます。

また、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。



## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
地域活動・防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心・安全な社会づくりのため、男女共同参画の視点に立った防災の推進を行い、防災・被災者支援、復興の場における女性の活躍の場を拡大し、男性女性それぞれの役割を生かす視点から取り組み、意識の向上を図ります。</li> <li>自治会への女性参画を進めるとともに、女性が活発に発言や活動ができる場、機会を積極的に設け、女性人材の発掘・育成に努めます。</li> <li>災害時対応として、女性の意見を取り入れ、避難所に更衣室や授乳場所等の設備の設置に努めます。</li> <li>男女共同参画の視点から防災関連の各種計画に反映されるよう地域住民への周知を図ります。</li> <li>感染症予防対策として男女ともに総合的な対策を計画的に推進し、正しい知識や認識の普及、また発生の予防を目的とした啓発活動に努めます。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会

### 村民意識調査結果

#### 問8

女性の社会参加は進みつつありますが、区内活動には女性の参加が少ないのが現状です。  
女性が少ない理由について何が要因だと思いますか。近いものを選んで○をつけてください。(○は3つ以内)

①家事・育児・介護が女性の役割になっている等、性別役割分担意識のため	66.7%
②古いしきたり・慣習	65.0%
③女性の能力が正当に評価されない	11.1%
④行政の支援が十分でない	14.5%
⑤地域の人の理解不足	28.2%
⑥女性自身の積極性が不十分	55.6%
⑦その他（具体的に）	3.4%

## 基本目標

### 7

## 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女が互いの人権を認め合い、それぞれの尊厳を尊重した対等な関係をつくるためには、暴力(ドメスティック・バイオレンス 以下DV<sup>\*2</sup>)を容認しない社会を実現することが大切です。女性に対する性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャルハラスメント<sup>\*3</sup>・パワーハラスメント<sup>\*4</sup>等の各種ハラスメント行為などは人権を著しく侵害するものであり、あらゆる暴力を認めることはできません。

これらの重大な人権侵害を防止するために、意識啓発を行うとともに、被害に対する支援・相談体制の充実およびその周知を推進します。女性に対する暴力行為の背景には、女性に対する人権の軽視があるとされており、幼少期から生涯にわたって人権尊重の観点に立った正しい性への理解が必要です。また、次世代へと生命を受け継ぐ母性を尊重し、女性のライフステージに応じた適切な支援を推進することも大切です。

### ◆現状と課題

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含め重大な人権侵害です。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、最近では、インターネット上の新たなコミュニケーションツールを悪用した暴力も増えており、こうした被害は引き続き重要な社会問題であり的確に対応する必要があります。

また、男女の社会的地位の違いや経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的、構造的な問題が背景にあり、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない課題です。男女それぞれの性を十分に理解し尊重することは、対等で尊厳が重んじられる関係づくりのために重要で、家庭・学校・地域など関係機関が連携して意識啓発を行うことが必要です。

DVについて、村民意識調査では、身体的、経済的、性的なDVを受けたことがある人は12.9%と平成26年の国の調査の23.7%よりは低い割合ですが、10人に1人以上は経験があると答えています。身体的、心理的なDVを受けたことのある人の中で「人格を否定

\*2 DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

\*3 セクシャル・ハラスメント：異性間で職場や教育の場において、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込むこと、また性的な言動を行う(強要する)こと。

\*4 パワーハラスメント：同じ職場で働く者において、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

するような暴言や大声で怒鳴る（75.0%）」が一番多く、次いで「治療が必要とならないくらいの暴力（18.8%）」と「何を言っても無視し続ける（18.8%）」が続きます。こうした状況により子どもへの影響も心配されます。近年では児童虐待についてもDVと同様、社会問題となっています。人格形成期にある子どもを守ることも社会の責務であり、今後も地域全体での見守りが必要です。

また、村民意識調査において「誰かに相談したか」という問い合わせについては、57.1%の人が「相談をしていない」と回答しており、今後広報等でも人権擁護委員による相談、司法書士・弁護士による法律相談など各種相談機関を掲載するなど、相談しやすい体制づくりを進めています。

男女が対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。また、女性や子どもに対する暴力の根絶は、一人ひとりが自覚と責任を持ち、暴力のない社会を実現する意識を持つことが重要です。

【 村民意識調査結果 問9・問11・問12 参照=P26】

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
男女間の あらゆる暴力の 根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、DV・ストーカー行為・各種ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に対し意識啓発に努め、地域や事業所におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止の意識づくりを進めます。</li> <li>●警察等関係機関と連携した情報共有を図ります。</li> <li>●人権擁護委員への相談、司法書士、弁護士による法律相談等の相談体制の周知を行います。</li> <li>●長野県等関係機関の女性窓口の周知を行います。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会



**村民意識調査結果 間9**

あなたは、身近でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を見たり聞いたり、あるいは自分自身が受けたことや、したことがありますか。次の中からいくつでもお選びください。（○はあてはまるものすべて）

①見たり聞いたりしたことがある	21.6%
②受けたことがある	12.9%
③したことがある	1.7%
④ない	63.8%

**村民意識調査結果 間11**

あなたが家庭内で受けた、またはしたことがある「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」（DV：ドメスティック・バイオレンス）はどのようなものでしたか。次の中からいくつでもお選びください。（○はあてはまるものすべて）

①命の危険を感じるくらいの暴力	0.0%
②治療が必要となるくらいの暴力	6.3%
③治療が必要とならないくらいの暴力	18.8%
④人格を否定するような暴言や大声で怒鳴る	75.0%
⑤何を言っても無視し続ける	18.8%
⑥交友関係や電話・メール等を細かく監視する	0.0%
⑦生活費を渡さない	0.0%
⑧外で働くことを妨害する	6.3%
⑨性的な行為の強要	0.0%
⑩その他	6.3%

**村民意識調査結果 間12**

あなたは、このような行為を受けていることを誰かに相談等をしましたか。（○は1つだけ）

①相談した	42.9%
②相談しなかった	57.1%

## 基本目標

**8****生涯を通じた男女の健康支援・  
安心して暮らせる環境づくり**

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会に向けて基本的な条件となります。性別に関係なく社会で活躍するためには、病気等によって健康を害されることなく過ごせることが重要です。とりわけ女性には妊娠・出産期における体調変化、ライフステージごとの心身の状況や生活の変化もあることから、男女がお互いの身体的性差を十分理解し、健康を維持しつつ安心安全な生活を送れるよう環境整備が必要です。

また、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画の形成にあたっての基本といえます。心身及びその健康について正確な知識や情報を得ることは主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要であり、生涯を通じて健康な生活を送ることにもつながります。今後も、男女ともに生涯にわたる心身の健康に関心を持ち、安心して自立した生活を送ることが出来るよう健康づくりへの取り組みを進めます。

**◆現状と課題**

平成31年1月1日現在の青木村の高齢化率は37.85%で、3人に1人は65歳以上です。高齢になってもいきいきと活躍することができるよう健康長寿を更に前進させる取り組みをする必要があります。

県の信州ACE(エース)プロジェクト<sup>5</sup>と連動して青木村でも、『青木村 健康寿命延伸プロジェクト計画』を令和元年度に策定しました。「元気に・豊かに・健やかに」をスローガンとして、村民の一人ひとりが個人の生き方や価値観・健康観に基づき自身の健康づくりを組み立て実現させること、また、全てのライフステージにおいて自分らしく健やかでいきいきとした生活を送ることのできる社会を形成していくことを目的とし、この計画を推進しています。

妊娠や出産を経験する女性は、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに対し、男女ともに高い関心を持ち正しい知識、情報を得て認識を深める必要があります。自らの身体について、正しい情報を入手し健康であること、「リプロダクティブ・ヘルス／ライフ（性と生殖に関する健康・権利）<sup>6</sup>」の視点が重要で、子どもを産む、産まないに関わらず、また年齢に関わらず全ての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取り組みや、女性特有の不安や悩みに関する相談支援体制並びに子育て環境を支援するためのさらなる環境整備が必要です。

\*5 信州ACE(エース)プロジェクト：長野県が世界一の健康長寿を目指す県民運動の名称。ACEは、脳卒中などの生活習慣病予防に重点をおいたAction(体を動かす)、Check(検診を受ける)、Eat(健康に食べる)を表し、県民一人ひとりが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせる「しあわせ健康県」づくりを進めるための取り組み。

イクボス宣言<sup>\*7</sup>を行っている長野県を参考に、ワーク・ライフ・バランスにともなう男性の子育てへの参加を推進します。安心、安全に子どもを育てることができるよう地域医療体制の充実を図ること、不妊・不育に悩む男女の相談体制の整備、経済的支援を行うことも必要です。

また、障がいを持つ男女への支援も大切です。障がい者のニーズに対応した生活就業支援相談体制の充実や、障がい者が自らの力を十分に発揮できる場づくりなどの自立支援により社会や地域にも積極的に関わっていく風土づくりの醸成が大切です。

ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うことから日常生活や収入、子どもの養育など様々な場面で困難な状況であることから適切な支援を推進していくことが必要です。

健康づくりの取り組みと合わせ、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の生活課題などを解決するために、民生児童委員の方々等の協力のもと身近な地域との連携を推進していくことも重要です。

また、思春期の男女を対象とした性や健康に関する啓発に取り組むことも重要で、正しく理解できる教育を行うことや男女では異なる健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」の視点を学ぶことが大切です。近年、性的マイノリティ<sup>\*8</sup>に関する社会的な認知が進んでいますが、依然としてこれらの人々への偏見が残っているため継続的に理解を促進する必要があります。

家事も育児も介護も健康でなければ協力や共同参画はできません。男女が自らの心身の健康の保持及び増進に努められるよう支援するとともに、食生活の改善、日常生活に運動を取り入れ各種検診等を受けるなど、健康管理への関心を高め、高齢になってもいきいきと活躍できるよう健康寿命をさらに前進させる取り組みを進めることが重要です。男女共同参画に関する意識を広く社会に浸透させ、生涯を通じた健康支援を行い、これらの問題について男女が正しい知識を持ち情報共有認識を高める施策の推進を進めます。

\*6 リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)：すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由かつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別・強制・暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもをもてる最善の期間を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれる。

\*7 イクボス宣言：企業・団体・教育機関・NPO・行政等の事業者、管理職等が従業員や部下の仕事と子育て・介護の両支援を「イクボス・温かボス宣言」として宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を推進する取り組み。この取り組みが進むと、男性も女性も安心して働くことができ、企業、団体等の魅力や生産性が高まり、若い世代の結婚と出産・子育ての希望が実現できる“安心介護と子育て社会づくり”につながることを目的とする。長野県では、平成28年12月22日に、県連合婦人会、長野県知事とともに17団体の代表者が共同で、「イクボス・温かボス宣言」を推進し、宣言した。

\*8 性的・マイノリティ：性的少数者を総称することば。具体的には、同性愛者・両性愛者・非性愛者・全性愛者・性同一性障がいなどの方が含まれる。

## ◆取組内容

基本目標	具体的施策	担当課等
生涯を通じた男女の健康支援・安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女ともに参加できる健康づくりの講座などを開催し、村民の健康維持のため、生涯を通じた心身の健康づくり、食育に関する施策を推進します。</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスによる子育てへの男性参画の推進をします。</li> <li>●不妊治療の助成を行います。</li> <li>●高齢者の生きがいづくり、健康づくり活動の推進と適切な介護サービス利用のための相談体制を整備します。</li> <li>●障がい者ニーズに対応した生活支援、就業支援、相談体制の充実をめざし、社会参加のための支援、村民、事業者への障がい者理解への啓発をします。</li> <li>●ひとり親家庭への職業紹介等就業支援による自立の推進をします。</li> <li>●子育てや生活への支援、地域との連携による子どもの安全の確保を行います。</li> <li>●性的マイノリティへの理解、情報提供や学習機会を通じ、意識啓発を図ります。</li> </ul>	総務企画課 住民福祉課 教育委員会



## ●計画の推進のために

男女共同参画社会実現のために村民一人ひとりが、家庭・職場・地域における男女共同参画の必要性をそれぞれの立場で認識し、自らの課題として取り組むことが重要です。

この施策を総合的、計画的に推進するため、役場の推進体制の充実を図り、村・県・国等関係団体と連携して推進します。

村民・事業者・地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進に努め、男女共同参画の実現を目指す村内団体活動の支援を通して、男女共同参画社会を促進するとともに、効率的な施策の展開を図っていきます。

### 1

### 村民・事業者・地域との協働の推進

男女共同参画社会の実現のため、村民・事業者・地域と課題を共有して、また、学校・家庭・地域が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組むことが出来るよう連携し、計画の推進に努めます。

### 2

### 関係機関との連携

国・県・他市町村等関係機関との情報交換・協力・連携を図ることを推進します。

また、各種事業を通じて意識啓発を進め、男女共同参画社会の実現に向け活動する団体、事業者との連携を図ります。

### 3

### 役場における推進

この計画を総合的に推進していくため、各課・機関と日常的な連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けて役場の体制を充実させ、率先して取り組んでいきます。